

UQ でんき料金の請求に係る取扱規約の一部改正

【改正】	【現行】																				
(本規約の適用) 第1条 <u>KDDI株式会社</u>（以下「<u>KDDI</u>」といいます。）及び<u>沖縄セルラー電話株式会社</u>（以下「<u>QCT</u>」といい、「<u>KDDI</u>」と併せて「<u>当社</u>」といいます。）は、UQでんき（<u>KDDI</u>の<u>でんき契約約款</u>に基づき提供される<u>でんきサービス</u>をいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「<u>UQでんき料金</u>」といいます。）について、この「<u>UQでんき料金の請求に係る取扱規約</u>」（以下「<u>本規約</u>」といいます。）に基づきUQ mobile契約者へ請求する取扱い（以下「<u>本取扱い</u>」といいます。）を行います。 (本規約の変更) 第2条 当社は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。 2 当社は、本規約を変更する場合には、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。 (用語の定義) 第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社のUQ mobile通信サービス契約約款の定めに従うものとします。 <table><tr><th>用 語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1 UQでんき契約</td><td>KDDIの<u>でんき契約約款</u>に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>2 UQでんき契約者</td><td>KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者</td></tr><tr><td>3 本契約</td><td><u>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</u></td></tr><tr><td>4 本契約者</td><td>当社との間に本契約を締結している者</td></tr></table> (申込者の条件) 第4条 本契約の申込みをすることができる者は、当社との間にUQ mobile契約を締結している者としてします。 (本契約の申込み) 第5条 本契約の申込みをしようとする者は、1のUQ mobile契約（当社とその申込者との間に現に締結されているものに限ります。以下「<u>特定UQ契約</u>」といいます。）を指定して、当社が指定するサービス取扱所に所定の申込書を提出していただきます。 (本契約申込みの承諾) 第6条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。 (1)～(2)（略） (3)UQでんき契約と<u>特定UQ契約</u>の名義が異なる場合であって、当社が別に定める基準に適合していないとき又はそのUQでんき契約者の了承が得られていないものと当社が判断したとき。 (4)～(6)（略） (7)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (債権の譲受) 第7条 本契約者 <u>QCTとの間にUQ mobile契約を締結している者に限ります。以下、本条及び次条において同じとします。</u>）は、<u>QCTがKDDIからUQでんきに関する債権を譲り受けることについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。</u>この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。	用 語	用語の意味	1 UQでんき契約	KDDIの <u>でんき契約約款</u> に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	<u>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</u>	4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者	(本規約の適用) 第1条 <u>UQコミュニケーションズ株式会社</u>及び<u>UQモバイル沖縄株式会社</u>（以下併せて「<u>当社等</u>」といいます。）は、UQでんき（<u>KDDI株式会社の定めるでんき契約約款</u>に基づき提供される<u>でんきサービス</u>をいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「<u>UQでんき料金</u>」といいます。）について、この「<u>UQでんき料金の請求に係る取扱規約</u>」（以下「<u>本規約</u>」といいます。）に基づきUQ mobile契約者へ請求する取扱い（以下「<u>本取扱い</u>」といいます。）を行います。 (本規約の変更) 第2条 当社等は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。 2 当社等は、本規約を変更する場合には、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社等のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。 (用語の定義) 第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、<u>当社等の</u>UQ mobile通信サービス契約約款の定めに従うものとします。 <table><tr><th>用 語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1 UQでんき契約</td><td>KDDI<u>株式会社</u>の<u>定める</u>でんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>2 UQでんき契約者</td><td>KDDI<u>株式会社</u>との間にUQでんき契約を締結している者</td></tr><tr><td>3 本契約</td><td><u>当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求するための契約</u></td></tr><tr><td>4 本契約者</td><td>当社等との間に本契約を締結している者</td></tr></table> (申込者の条件) 第4条 本契約の申込みをすることができる者は、<u>当社等</u>との間にUQ mobile契約を締結している者としてします。 (本契約の申込み) 第5条 本契約の申込みをしようとする者は、1のUQ mobile契約（<u>当社等</u>とその申込者との間に現に締結されているものに限ります。以下「<u>特定UQ契約</u>」といいます。）を指定して、<u>当社等</u>が指定するサービス取扱所に所定の申込書を提出していただきます。 (本契約申込みの承諾) 第6条 当社等は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 前項の規定にかかわらず、<u>当社等</u>は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。 3 前2項の規定にかかわらず、<u>当社等</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。 (1)～(2)（略） (3)UQでんき契約と<u>特定UQ契約</u>の名義が異なる場合であって、<u>当社等</u>が別に定める基準に適合していないとき又はそのUQでんき契約者の了承が得られていないものと<u>当社等</u>が判断したとき。 (4)～(6)（略） (7)その他<u>当社等</u>又は<u>KDDI株式会社</u>の業務の遂行上支障があるとき。 (債権の譲受) 第7条 本契約者は、<u>当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。</u>この場合において、<u>当社等及びKDDI株式会社</u>は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。	用 語	用語の意味	1 UQでんき契約	KDDI <u>株式会社</u> の <u>定める</u> でんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	KDDI <u>株式会社</u> との間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	<u>当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求するための契約</u>	4 本契約者	当社等との間に本契約を締結している者
用 語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	KDDIの <u>でんき契約約款</u> に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	<u>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</u>																				
4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者																				
用 語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	KDDI <u>株式会社</u> の <u>定める</u> でんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	KDDI <u>株式会社</u> との間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	<u>当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求するための契約</u>																				
4 本契約者	当社等との間に本契約を締結している者																				

【改正】	【現行】																		
とします。 （債権の譲渡） 第8条 本契約者は、前条の規定によりOCTが譲り受けた債権について、<u>OCTが特定UQ契約に係る料金等と合算してKDDIに譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。</u>この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。 2 前項の譲渡に関して、本契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。 (1)本契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報をOCTがKDDIに提供すること。 (2)KDDIが請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、KDDIからOCTへその旨の通知を受けること。 3 OCTは、第1項の規定により譲渡した債権について、<u>OCTが必要と判断した場合には、KDDIから債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。</u>この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。 （UQでんき料金の支払い） 第9条 <u>KDDI（前条第3項によりOCTが債権を買い戻した場合にはOCTとします。以下、本条乃至第12条において同じとします。）は、UQでんき料金について、<u>でんき契約約款の規定にかかわらず、</u>特定UQ契約に係る料金等と合算して請求するものとします。</u> 2 <u>KDDIは、その特定UQ契約が解除された場合又はKDDIが特別に認める事由により前項に定める合算請求を行うことができなくなった場合であっても、従前のとおりUQでんき料金の請求を行うものとします。</u> 3 本契約者は、前2項の規定により請求されたUQでんき料金について、<u>KDDIが定める期日までに、その支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</u> 4 本契約者は、<u>KDDIが必要と判断したときは、2月以上のUQでんき料金を、KDDIが指定する期日までに一括して支払っていただきます。</u> 5 <u>KDDIは、次のいずれかに該当したときは、払込取扱票（KDDIが指定する店舗においてUQでんき料金の支払いを行うために必要な書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。</u>この場合において、本契約者は、その払込取扱票を使用して支払っていただきます。 (1)～(2)（略） (3)クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることをKDDIが知ったとき。 6 前項の場合において、<u>KDDIは、その支払方法が変更され、かつ現に支払いが行われたことをKDDIが認知するまでの間、その支払いに係る払込取扱票の発行を継続するものとします。</u> 7 本契約者は、<u>KDDIが払込取扱票を発行したときは、下表に規定する窓口支払手数料に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、この限りでありませ</u>ん。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（税抜）</th></tr><tr><td>窓口支払手数料</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>100円</td></tr><tr><td colspan="3">備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。</td></tr></table> （割増金） 第10条 本契約者は、<u>でんき契約約款の規定にかかわらず、</u>UQでんき料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、<u>KDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</u> （延滞利息） 第11条 本契約者は、<u>でんき契約約款の規定にかかわらず、</u>UQでんき料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のKDDIが定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、<u>KDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</u>	区 分	単 位	料金額（税抜）	窓口支払手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円	備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。			（債権の譲渡） 第8条 本契約者は、前条の規定により譲り受けた債権について、<u>当社等が料金回収会社</u>に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、<u>当社等及び料金回収会社</u>は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。 2 前項の譲渡に関して、本契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。 (1)本契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を<u>当社等が料金回収会社</u>に提供すること。 (2)<u>料金回収会社</u>が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、<u>料金回収会社から当社等へ</u>その旨の通知を受けること。 3 <u>当社等は、第1項の規定により譲渡した債権について、当社等が必要と判断した場合には、<u>料金回収会社</u>から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。</u>この場合において、<u>当社等及び料金回収会社</u>は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。 （UQでんき料金の支払い） 第9条 <u>当社等又は料金回収会社は、</u>UQでんき料金について、特定UQ契約に係る料金等と合算して請求するものとします。 2 <u>当社等又は料金回収会社は、その特定UQ契約が解除された場合又は当社等が特別に認める事由により前項に定める合算請求を行うことができなくなった場合であっても、従前のとおりUQでんき料金の請求を継続するものとします。</u> 3 本契約者は、前2項の規定により請求されたUQでんき料金について、<u>当社等又は料金回収会社</u>が定める期日までに、その支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 4 本契約者は、<u>当社等又は料金回収会社が必要と判断したときは、2月以上のUQでんき料金を、<u>当社等又は料金回収会社</u>が指定する期日までに一括して支払っていただきます。</u> 5 <u>当社等又は料金回収会社は、次のいずれかに該当したときは、払込取扱票（<u>当社等又は料金回収会社</u>が指定する店舗においてUQでんき料金の支払いを行うために必要な書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。</u>この場合において、本契約者は、その払込取扱票を使用して支払っていただきます。 (1)～(2)（略） (3)クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを<u>当社等又は料金回収会社</u>が知ったとき。 6 前項の場合において、<u>当社等又は料金回収会社は、その支払方法が変更され、かつ現に支払いが行われたことを<u>当社等又は料金回収会社</u>が認知するまでの間、その支払いに係る払込取扱票の発行を継続するものとします。</u> 7 本契約者は、<u>当社等又は料金回収会社</u>が払込取扱票を発行したときは、下表に規定する窓口支払手数料に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社等が認めるものを含みます。）であるときは、この限りでありませ <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（税抜）</th></tr><tr><td>窓口支払手数料</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>100円</td></tr><tr><td colspan="3">備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。</td></tr></table> （割増金） 第10条 本契約者は、UQでんき料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、<u>当社等又は料金回収会社</u>が指定する期日までに支払っていただきます。 （延滞利息） 第11条 本契約者は、UQでんき料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の<u>当社等又は料金回収会社</u>が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、<u>当社等又は料金回収会社</u>が指定する期日までに支払っていただきます。	区 分	単 位	料金額（税抜）	窓口支払手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円	備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。		
区 分	単 位	料金額（税抜）																	
窓口支払手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円																	
備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。																			
区 分	単 位	料金額（税抜）																	
窓口支払手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円																	
備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。																			

【改正】	【現行】
（期限の利益喪失） 第12条 本契約者は、<u>でんき契約約款の規定にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本規約に定める債務について、当然に期限の利益を失い、KDDIに対して直ちに弁済しなければならないもの</u>とします。 （略） 第13条（略） （本契約者が行う本契約の解除） 第14条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社が指定するサービス取扱所に所定の書面を提出していただきます。 （当社が行う本契約の解除） 第15条 当社は、次に該当する場合には、本契約を解除します。 （1）UQでんき契約と特定UQ契約の名義が異なる場合であって、UQでんき契約者の了承が得られていないものと当社が判断したとき。 （2）本契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。 （3）その他本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。 （本取扱いの終了等） 第 16 条 当社は、原則として事前に当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法で本契約者に通知することにより、本取扱いを中止し、又は終了することができるものとします。 <u>附 則</u> <u>本改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。</u>	（期限の利益喪失） 第12条 本契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本規約に定める債務について、当然に期限の利益を失い、<u>当社等及び料金回収会社</u>に対して直ちに弁済しなければならないものとします。 （略） 第13条（略） （本契約者が行う本契約の解除） 第14条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、<u>当社等</u>が指定するサービス取扱所に所定の書面を提出していただきます。 （<u>当社等</u>が行う本契約の解除） 第15条 <u>当社等</u>は、次に該当する場合には、本契約を解除します。 （1）UQでんき契約と特定UQ契約の名義が異なる場合であって、UQでんき契約者の了承が得られていないものと<u>当社等</u>が判断したとき。 （2）本契約者が本規約に違反したと<u>当社等</u>が判断したとき。 （3）その他本契約を継続することが不適当と<u>当社等</u>が判断したとき。 （本取扱いの終了等） 第 16 条 <u>当社等</u>は、原則として事前に<u>当社等</u>のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法で本契約者に通知することにより、本取扱いを中止し、又は終了することができるものとします。